

## 第Ⅲ章 人権教育の充実に向けて

本章は、本県の人権教育の充実に向けて、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会の人権教育の取組の方向性を指針として示します。本充実指針の中核となるところです。

はじめに、学校教育及び社会教育・家庭教育全般にわたる取組について、それぞれの指針を示した後、それに関する解説や取り組む上でのポイント等を掲載しました。次に、個別の重要課題に対する取組について、それぞれの指針を示し、あわせて主な取組例を掲載しました。

児童生徒や学習者の実態や地域の実情に応じて、学校教育と社会教育・家庭教育とが相互に連携を図りつつ、あらゆる機会と場を通じて取り組むことが重要です。

### 1 学校教育における取組の指針

学校教育において人権教育を進めるに当たっては、人権についての知的理解を深めるとともに、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実することが必要です。そのため、各学校においては以下の点に留意して人権教育を推進することが重要です。

- 教育要領、学習指導要領に基づき、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間（幼稚園は各領域）のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進し、人権が尊重される学校・学級づくりを行う。
- 校長のリーダーシップや教職員相互の共通理解のもと、学校全体として人権教育に組織的、計画的に取り組む。
- 教職員は児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が起きた時には、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 家庭、地域及び関係機関等と積極的に連携する。

ここでは、各学校における人権教育の取組を、

- (1) 組織・計画に関すること
- (2) 児童生徒の指導・支援に関すること
- (3) 教職員の研修に関すること
- (4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関するこ

の4つの観点から指針を示します。

## (1) 組織・計画に関するこ

## ★ 人権教育の推進体制を充実する。

〈指針1〉

- 人権教育を推進する体制は、校長のリーダーシップのもと、人権教育主任（担当者）、学年主任をはじめ、生徒指導部、進路指導部等が隨時参加する機動的・機能的な構成にすることが重要です。
- 人権教育主任（担当者）は、人権教育の全体計画、年間指導計画及び研修計画（研修プログラム）に関する企画立案、人権教育に関する研究部の統括など学校全体の指導的役割を果たすことが求められます。また、人権侵害（いじめ、児童虐待等）が生じた際の迅速な対応や相談活動を行うことも大切です。

## ★ 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実する。

〈指針2〉

【事例】…資料編36ページ参照

人権教育の全体計画は、教育活動全体で人権教育を行うことを示すためのものです。そのため、人権教育という視点から全教育活動を見直し、工夫・改善を図ることが重要です。

## &lt;参考&gt; 全体計画のチェックポイント

## ○ 次の項目について、自校の全体計画を見直しましょう。

- 人権教育の意義やねらいを全教職員が共通理解し、作成に当たっている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域及び教職員の願いを実態調査等から把握している。
- 社会の課題や要請、関連法規、教育行政施策等を踏まえている。
- 学校教育目標を達成するための人権教育目標が設定されている。
- 児童生徒の発達段階に即した関係学年別目標が設定され、めざす児童生徒の姿が具体的に示されている。
- 目標達成のため、各教科等においては、その特質に応じて、人権教育とのかかわりを考慮した方針及び特色ある教育活動の計画等が示されている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたものとして示されている。
- 家庭・地域及び関係機関（社会教育関係団体、人権擁護機関等）との連携について、具体的な内容・方法等が示されている。
- 各目標などにおいて、肯定的な表現で記されている。
- 年度ごとに、全体計画の見直しを行っている。
- 交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成（豊かな人間関係づくり）など人権感覚を育成する視点が示されている。

【事例】…資料編 37 ページ参照

人権教育の年間指導計画は、全体計画に基づき、児童生徒の発達段階に即して、各教科、領域、総合的な学習（探究）の時間等の関連を考慮しながら、各学年にわたる指導が計画的に行われるよう作成することが重要です。

#### ＜参考＞ 年間指導計画のチェックポイント

##### ◎ 次の項目について、自校の年間指導計画を見直しましょう。

- 6(3) 年間で育てたい能力・態度を見据え、系統的な計画となっている。その際、重要課題の項目とともに人権集中学習などの具体的な取組も位置付けている。
- 全体計画に記述されている各教科等の指導のねらいを受け、人権教育とのかかわりから洗い出す観点（「育てたい能力・態度」、「重要課題」など）を明らかにし、指導内容を明記している。
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結び付く教育活動を洗い出している。その際、人権に関する直接的な学習内容を含む単元等、また、法の下の平等や個人の尊重、生命尊重に関する学習内容を含む単元等を設定している。
- 道徳科では、内容項目として、生命尊重、公正・公平等、人間尊重の精神とかかわりの深い項目を設定している。
- 特別活動において、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置いている。また、児童会（生徒会）活動、学校行事で、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定している。
- 総合的な学習（探究）の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定している。
- 生徒指導、家庭・地域との連携について、関連のある部分を明記している。
- 年度ごとに、年間指導計画の見直しを行っている。

#### ★ 人権教育の取組の点検・評価を行う。

〈指針3〉

人権教育の取組について、学期や年度末などに教職員による点検・評価及び保護者等による学校評価を工夫して行い、次年度の計画や改善に結び付けることが重要です。

## (2) 児童生徒の指導・支援に関するこ

## ★ 人権教育の基盤である常時指導を充実する。

〈指針4〉

常時指導は、日常的な指導として、学級経営や生徒指導等を通して行われるもので、児童生徒の望ましい人間関係や学級の雰囲気づくりに大きな影響を与えるものです。この指導は人権教育の基盤をなすものです。

常時指導においては、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくり、児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きているという実感がもてるよう指導することが大切です。

## ★ 「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践する。〈指針5〉

【指導案について】…資料編40～41ページ参照

## 「人権教育で育てたい能力・態度」は次の5つです。

- **感性**……自尊感情<sup>＊1</sup>を高め、共に生きる喜びや差別に対する憤りに共感する。
- **知性**……人権の概念や様々な人権課題について理解する。
- **技能**……感性や得られた知識を態度化するためのスキルを身に付ける。
- **判断力**……偏見・差別の不当性を科学的・合理的に見きわめ、物事を公正・公平に判断する。
- **実践力**……主体的に人権にかかわる課題を解決し、人権尊重社会を実現しようとする。

## ★ 人権週間、人権集中学習等における学習内容を充実する。

〈指針6〉

【事例】…資料編42ページ参照

- 「人権デー」（12月10日）を最終日とする「人権週間」の期間に、人権問題についての作文、「人権の花運動」等の取組を通した発表会、人権標語・人権ポスターづくり、人権擁護委員をゲストティーチャーとして活用した授業など、人権について集中的に学習することが重要です。また、この機会に児童生徒の悩みアンケートなどを行うことも大切です。

<sup>＊1</sup> 自尊感情とは、「セルフ・エスティーム」の日本語訳。自分自身をかけがえのない存在と認め、欠点も含めて自分自身を認め、好きになる感情。

## ★ 体験的な活動を取り入れるなど指導方法を工夫する。

〈指針7〉

豊かな人間性・社会性をはぐくむため、多様な体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要があります。

例えば、様々な人々との交流活動や模擬体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが重要です。

また、体験的な活動などの取組を計画的に位置付け、系統的に指導することにより、その成果を日常の中に生かしていくことが重要です。

## &lt;参考&gt; 参加体験型学習の進め方の例

## ① アイスブレーキング

ファシリテーター<sup>\*1</sup>は、これから始まる参加体験型学習のねらいを説明し、アイスブレーキングを行います。アイスブレーキングは、学習者の緊張感をほぐし、主体的に参加できる雰囲気づくりに必要な活動です。

## ② アクティビティ

アクティビティとは、学習活動のことです。学習者が意欲をもって取り組むことのできる活動を設定し、効果的な組み合わせを考えます。

## ③ 話合い

アクティビティでの気付きなどをグループで話し合います。互いの気付きや考えを表現し、共有しながら学習内容を深めます。

## ④ 発表

グループごとに発表します。ファシリテーターはそれらを整理したり、発表内容に対する意見を求めたりします。

## ⑤ 振り返り（まとめ）

学習者は、全体を通して分かったこと、理解が深まったこと、発見したことなどを発表します。最後に、ファシリテーターは、本学習で大切なことを再度説明したり、新しい課題を指摘したりします。

<sup>\*1</sup> ファシリテーターとは、「促す人、促進する人」を意味し、話合いの場の進行役であるとともに、一人一人の思いを引き出す役割があります。

### (3) 教職員の研修に関するこ

#### ★ 教職員が自ら人権尊重の態度を身に付ける。

〈指針8〉

児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分であると言えます。

教職員自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をして指導するとともに、教職員同士の間においても互いを尊重する態度を大切にすることが重要です。

こうした教職員の人権尊重の態度は、児童生徒に安心感を与えるものです。常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかについて、点検することが重要です。

#### ＜参考＞ 人権尊重の態度を基盤とした児童生徒への指導上のポイント

##### ○ 一人一人の児童生徒を深く理解する。

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、まず、「自分のことが好き」と思う気持ち（自尊感情）をはぐくみ、学級の一員であるという所属感をもち、誰からも認められているという充実感を味わえるようにすることが必要です。

児童生徒理解に当たっては、行動などの現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しくとらえることが大切です。児童生徒との対話を大切にし、児童生徒の立場になって、その内面や課題を十分に把握するように努めます。

##### ○ 尊重し合う人間関係を育てる。

児童生徒が相互によさを認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級の基盤です。学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めることが重要です。

それには、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重され安心して過ごせる学級をつくることが大切です。その手立てとして、教職員や同級生と交流する機会を設けたり、児童生徒が生活の中で経験したことや感じたこと、将来の夢などを日記、生活ノート、キャリア・パスポート等に書いたりする機会をつくることも考えられます。

##### ○ 教室・言語環境を整える。

教室は児童生徒の生活の場です。教室環境には、目に見える物的なものと人的なものの他に、言語や雰囲気などがあります。特に、言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教師の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教職員の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植え付けてしまうこともあります。

教職員自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることが重要です。

## ★ 研修計画（研修プログラム）を作成し、研修の充実を図る。〈指針9〉

【事例】…資料編38ページ参照

研修計画（研修プログラム）は、各学校における人権教育を推進するために、研修の目標、内容、方法等についてまとめたものです。作成に当たっては、教育委員会の指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要です。なお、年度途中や年度末など、適宜、実施内容等について評価し、改善・充実の方策を明らかにし、次年度への計画につなげることが大切です。

## &lt;参考&gt; 校内研修の内容例

校内研修については、次のような研修内容が考えられますが、各学校の児童生徒の実態に応じた工夫が必要です。

## ○ 人権に関する法令等の理解

世界人権宣言をはじめ人権に関する諸条約や法令等を理解する研修を行う。

## ○ 人権に関する重要課題の理解

本充実指針で示された、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題、外国籍の人たち、HIV感染者等の人たち、ハンセン病元患者の人たち、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人たち、刑を終えて出所した人たち、北朝鮮による拉致被害者、その他の人権問題について、理解と認識を深めることを目的とした研修を行う。

## ○ 人権教育に視点を当てた授業実践

「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にし「人権教育とのかかわり・人権教育の視点」を明記した指導案づくりや授業実践を通して、人権教育の指導内容や指導方法についての研修を行う。

## ○ 参加体験型学習の実技研修

実際にファシリテーターや児童生徒役を体験するなど実技を通して、児童生徒の人権感覚育成に有効な参加体験型学習の研修を行う。

## ○ 各種研究協議会等の報告

学校を代表して参加した研究協議会等での研修内容を報告し、自校の人権教育の改善に役立つ研修を行う。

#### (4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関するこ

★ 人権教育資料の配布や学校・学年通信、Web ページ等による情報提供を通じて保護者の啓発に努める。 〈指針 10〉

保護者対象の人権教育資料を配布する際に、保護者会・懇談会等を利用し内容を説明する機会を設けるとともに、アンケートを実施するなどして保護者の人権意識の高揚に努めることが重要です。

また、人権教育の取組の様子を学校・学年通信、Web ページ等を通じて情報提供を行い、学校の取組への理解を広めることも重要です。なお、情報提供の際には、個人情報やプライバシーの取扱には細心の注意が必要です。

★ 地域及び関係機関等との連携に努める。 〈指針 11〉

人権教育の効果を高めるためには、家庭・学校・地域が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校は地域との連携を進めていくことが重要です。

また、学校の内外を通じての多様な学習活動では、学校外の諸施設、機関等の協力を得ることが必要です。

＜参考＞ 地域の協力等を得るための取組例

- 授業等において、地域の人材を生かした取組を工夫する。
- 人権教育の取組の様子や成果を、学校通信等を通して普段から地域社会の住民に伝え、学校の取組への理解を広める。

＜参考＞ 関係機関等との連携の取組例

- 福祉体験
 

県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て講演会・模擬福祉体験等を行う。
- ボランティア活動
 

夏季休業期間等を利用して、福祉施設や幼稚園での手伝い、駅周辺クリーンアップ作戦などの活動を行う。
- 生き方にふれる
 

命の大切さ、人権などをテーマに地域の人々や団体などから話を聞く。

## 2 社会教育・家庭教育における取組の指針

社会教育における人権教育の取組では、多様な場面における学習機会を通して、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成することが必要です。そのため、社会教育関係団体及び市町村教育委員会においては、以下の点に留意して、社会教育活動のあらゆる機会を通して、人権教育の充実を図っていくことが重要です。

- 地域の実情を踏まえ、多くの人が学習に参加できるよう、多様な場面における学習機会の提供に努め、実施に当たっては、人権感覚や人権意識を高められるよう、学習内容や方法を工夫する。
- 人権尊重の精神の普及や人権問題の解決に向け、地域における指導者の養成や資質の向上に関する学習機会を充実させるとともに、指導者の活動の場の拡充に努める。
- 各重要課題に応じた取組を充実するため、他部局や社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携・協働していく。

家庭教育における人権教育の取組では、保護者に対して、子どもの教育や人格形成において重要な責任を負う役割があることを認識してもらうことが必要です。また、人権教育の基盤である豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪を判断する力などを育成し、子どもたちの人権感覚や人権意識を高めていくことが必要です。そのため、社会教育関係団体及び市町村教育委員会においては、以下の点に留意して、あらゆる機会を通して人権教育の充実を図っていくことが重要です。

- 子どもの健全な人間形成に結び付いていくよう、他部局や関係機関との連携・協働を図りながら、保護者に対して家庭教育について考える学習機会や子育てに関する情報の提供などを行う。
- 家族全員が協力しながら家庭教育が行えるよう支援する。
- 子育てや家庭教育上の悩みや不安に応える等の相談体制を充実する。
- 社会全体で家庭教育における人権教育を応援するため、関係機関・団体等の連携を促進する。

ここでは、社会教育・家庭教育における人権教育の取組について

- (1) 組織・計画に関すること
- (2) 学習機会・内容に関すること
- (3) 指導者養成に関すること
- (4) 啓発・連携に関すること

の4つの観点から指針を示します。

## (1) 組織・計画等に関すること

## ★ 人権教育の推進体制を充実する。

〈指針1〉

人権教育は、他部局や学校と連携を図り、組織的かつ計画的に推進することが重要です。

既設の人権教育推進協議会等には、市町村教育委員会、社会教育関係団体が策定する人権教育の年間計画についての指導・助言や、実践の点検・評価をする役割を果たすことが求められます。

また、多様な場面における学習機会を設定するためには、他部局や学校、社会教育関係団体等における人権教育の推進状況を把握しておくことが大切です。

さらに、地域の実情等に応じて、人権教育推進協議会等の人員及び構成団体について柔軟に考えていくことも大切です。

## ★ 生涯学習の視点に立った計画の策定及び見直し・修正を行う。

〈指針2〉

社会教育における人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた多様な場面における学習機会の充実、指導者の養成等の機会の充実が求められます。そのためには人権教育計画の策定及び見直し・修正を行い、学習機会を充実させるとともに指導者の養成を図っていくことが大切です。

## &lt;参考&gt; 人権教育計画のチェックポイント

## ◎ 次の項目について、人権教育計画を見直しましょう。

- 人権に関する学習機会の設定状況を次の視点で振り返る。
  - ①誰が対象か。②重要課題のどの項目か。③人権啓発の状況はどうか。④地域の課題に対応しているか。⑤実施した機関や団体を広げられるか。⑥実施時期の集中による問題はないか。⑦関係機関や団体（NPO法人を含む。）相互で学習機会の連携や学習内容調整が行われているか。
- 実施対象や学習内容（重要課題の項目など）の人権教育の実施状況をもとに、地域の課題解決に向けた中・長期的な計画になっているか確認する。
- 学習内容・方法等を明記し、人権感覚の育成に向けた学習内容の充実が図られているか確認する。
- 計画的に指導者の養成が行われているか確認する。
- 他部局、学校、NPO法人、その他民間団体で実施している人権教育について確認する。

## ★ 人権教育の取組の点検・評価を実施する。

〈指針3〉

中・長期的な展望に立って地域における人権教育を推進するためには、地域住民の人権に関する意識や学習状況を把握し、課題を明らかにするなど、人権教育の取組の点検・評価をすることが大切です。そして、把握した課題からその原因を考察し、その結果を人権教育計画に反映させていくことが大切です。

## &lt;参考&gt; 状況把握のための調査のポイント

◎ 状況把握のための調査は、対象者、実施時期、調査範囲等を明らかにした上で、以下の内容を参考に、質問内容を決めて実施することが大切です。

## ①基本的人権について

例えば、基本的人権が守られているかどうかなど。

## ②人権や差別問題への関心について

例えば、人権や差別問題に関心をもっているかどうかなど。

## ③差別や人権侵害を受けた事例について

例えば、差別や人権侵害を受けたことがあるかどうかなど。

## ④身近な人権侵害への対応について

例えば、身近な人権侵害にどう対応したのかなど。

## ⑤差別的な言動の種類について

例えば、差別的発言をしたことがあるかどうかなど。

## ⑥重要課題について

例えば、14項目の人権課題について、それぞれが尊重されているかどうかなど。

また、家庭教育に関することも内容に盛り込み、その課題を把握する。

## (2) 学習機会・内容に関するこ

## ★ 多様な場面における学習機会を拡充する。

〈指針4〉

- 対象者のライフスタイルを考慮し、実施日時、開催場所、学習内容について、十分に検討を加え、より多くの人たちの参加が得られるようになることが大切です。
- 人権教育は他の研修の一部として行うことも可能です。各種事業など、人が集まる場所において、特定の内容や対象者をしづらって人権教育を行うことができます。さらに、学習機会の拡充に向けて、視野を広くもつことも大切です。

## ★ 人権感覚・人権意識を高められるよう、学習内容を充実し、学習方法を工夫する。

〈指針5〉

- 重要課題については、他部局、学校、社会教育関係団体等とも連携・協働し、人権教育計画の見直し・修正を行い、14課題すべてに取り組むことが大切です。
- 学習内容の充実には、知識を習得する学習ばかりでなく、学習者が主体的に参加する参加体験型学習を効果的に計画するなど、学習意欲が高められるよう、学習教材や学習プログラムを工夫することが大切です。また、分かりやすいテーマや表現、参加者が人権感覚に気付くことができる工夫など、参加者の立場に立った配慮が必要です。
- 「人権デー」(12月10日)を最終日とする「人権週間」の期間に、人権標語作品展、人権ポスター展の開催など人権について集中的に取り組み、人権意識の高揚を図ることが大切です。

## ★ 家庭教育についての学習機会を拡充する。

〈指針6〉

- 家庭ではぐくまれる豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪を判断する力などの人間形成の基礎が人権教育の基盤です。このことを踏まえて、保護者が子育てについて考え、見直し、気付きを得ることができるような家庭教育に関する学習機会を提供していくことが大切です。
- 地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組と連携し、多様な場面で学習機会を提供していくことが大切です。
- 保護者会・懇談会、PTAの研修会等の保護者の集まりも人権教育の場ととらえ、学校と連携し積極的に活用していくことも大切です。

## ★ 人権感覚を高められるよう、家庭教育に関する学習内容を充実し、学習方法を工夫する。

〈指針7〉

保護者が家庭の中で人権に配慮した態度や行動をとることにより、子どもの健全な人間形成に結び付いていくよう、主体的に参加する参加体験型学習の手法を取り入れて実施するなど、学習教材や学習プログラムを工夫することが大切です。

## (3) 指導者養成に関するこ

## ★ 指導者養成及び資質向上に関する講座や研修会を充実する。 〈指針8〉

【事例】…資料編44ページ参照

- 人権教育では、日常生活の中で人権尊重を基本においた態度や行動が現れるような人権感覚を身に付けられるようにすることが大切です。そのため、家庭や地域など身近な人権課題の解決に向け行動できる指導者を、地域や組織の中で養成していくことが必要になります。
- 指導者は、人権について高い識見と幅広い知識をもち、効果的に学習を進める手法を身に付けることが必要です。また、地域における指導者を養成する講座への参加対象者を広げ、幅広い指導者を養成することも大切です。
- 指導者に対しては、人権一般の普遍的視点からの内容、具体的な人権課題に即した個別的視点からの内容、参加体験型学習の進め方などの内容を継続的に学習する機会を設定し、その指導力が高められるようにします。また、地域の指導者間の連携を図り、共同で人権教育の計画や学習のプログラムを立案したり、地域における人権教育の推進状況について意見交換したりするなど、指導者の資質の向上を図ることが大切です。

## ★ 指導者養成講座等を修了した人の活動の場を提供する。 〈指針9〉

- 人権感覚や人権教育についての専門的な知識や技能を身に付けた指導者に講座等の指導者や事業の企画立案者として参画してもらうことが大切です。参画に当たっては、学習のアシスタントから企画立案へと段階的になるように配慮することが必要です。
- 指導者養成講座等の修了者が、講座で修得した内容を団体の会議等で積極的に伝達することで研修の成果を広めていくことが大切です。
- 指導者養成講座等の修了者に家庭教育に関する講座の講師として参画してもらうことも大切です。

## ★ 子どもたちに直接かかわっている人たちを対象にした指導者養成の講座等を実施する。 〈指針10〉

家庭教育における人権教育を支援していくために、PTAや青少年団体等の子どもたちに直接かかわっている人たちを対象に、指導者養成の講座等を行っていくことが大切です。

## (4) 啓発・連携に関するこ

★ 人権教育に関する啓発活動の改善・充実を図るとともに、より効果的な方法について工夫する。

〈指針 11〉

【事例】…資料編 45 ページ参照

- 人権問題を身近な課題として多くの人が気付いていくためには、人権にかかる様々な情報提供を意図的・計画的に行うとともに、継続していくことが大切です。
- 情報提供に当たっては、対象者の実態を考慮して、意図した情報が的確に伝わるよう工夫することが大切です。また、常に新しく正しい情報を提供することが大切です。
- 重要課題の内容の取り上げ方に偏りがないように留意するとともに、定期的に取り上げるのか、人権週間等で集中的に取り上げるのか、事件等から緊急に取り上げるのかなど、取り上げる時期について配慮する必要があります。
- 広報媒体としては、広報紙やポスターをはじめインターネットなどがあります。
- 人権教育の啓発活動として、人権についての不安や悩みに応える相談窓口について広報していくことも大切です。

★ 他部局、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等と積極的に連携・協働していく。

〈指針 12〉

- 行政間の連携はもとより、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも積極的に連携・協働することで、そのネットワークを広げ、人権が尊重される地域づくりにつなげていくことが大切です。
- 他部局、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等と積極的に連携・協働していくことは、既存組織・機関の活性化にもつながり、各人権課題に応じた取組の推進ということからも、非常に効果的です。
- 連携・協働していく団体、機関と人権教育の推進という目標を共有し、互いに協力して活動を進めるとともに、団体、機関の願いや思いをくみ取り、啓発活動等に取り入れていくことが大切です。特に、学校との連携では、互いにもつている様々な情報を共有したり、現状や課題を話し合ったり、課題解決の方策を論じたりしていくことが大切です。

★ PTAや青少年団体等と積極的に協働して、家庭での人権教育に関する啓発活動を充実する。

〈指針 13〉

- 家庭教育での人権に関する啓発は、団体等の広報紙や Web ページ等を活用して、家庭教育で培うべき、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪を判断する力などの理解やその育成などにつながる活動を行っていくことが大切です。また、子育てや家庭教育上の悩みや不安に応える相談窓口を充実させていくことが大切です。
- 各家庭で人権に配慮した家庭教育ができるように、様々な情報提供を行っていくことも大切です。
- PTAや青少年団体等との協働では、必要に応じて、その代表者に事業の企画段階から参画してもらうなど柔軟に考えていくことが大切です。協働していく団体等は、ボランティア団体、NPO 法人、企業、自治会、各種サークル、老人クラブなども考えられます。

### 3 重要課題に対する取組の指針

ここでは、14項目の重要課題に対する取組について、指針と主な取組例を掲載しました。この取組例を参考に児童生徒や学習者の実態に応じて、各重要課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

#### (1) 女性

★ 男女の平等や男女共同参画を推進する学習を通して、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす。

〈指針1〉

#### 取組例

##### ◎学校教育 ※特に校種に限定した取組については（幼）、（小）、（中）、（高）と示す。

- ◇ 幼児期において、一人一人が性別にかかわりなく、自分らしさが發揮できるように遊びの環境の構成を工夫する。（幼）
- ◇ 社会科、生活科、家庭（技術・家庭）科、体育（保健体育）科、道徳科及び特別活動において、性別にかかわらず一人一人を認め合い、尊重し合うことの大切さを理解するための学習を行う。（小・中）
- ◇ 地理歴史科、公民科、保健体育科及び家庭科等において、男女差別撤廃の歴史や男女平等実現を意図する様々な条約、法令・条例等を知り、その精神や目的を理解するための学習を行う。（高）
- ◇ 特別活動や総合的な学習の時間において、性別にかかわらず一人一人が自分らしさを発揮し、認め合い、協力して作業を行うことの楽しさが体験できる学習を行う。（小・中）
- ◇ 特別活動や総合的な探究の時間において、男女相互の理解と協力の在り方や男女共同参画社会について考察する。（高）
- ◇ 性別にかかわらず一人一人が互いに認め合い、尊重し合うことの大切さを保護者にも理解してもらえるよう、授業参観や学級懇談会のもち方を工夫する。
- ◇ 教職員がデータDV防止に対する正しい知識をもち、望ましい人間関係について発達の段階に応じた適切な指導をする。

##### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 男女共同参画社会の理念についての学習を様々な機会をとらえて設定していく。
- ◇ 固定的な性的役割分担意識や無意識の思い込みの解消に関する学習を様々な機会をとらえて設定していく。
- ◇ 職場等における女性に対する差別的取り扱いや配偶者等からの暴力（DV）防止のための学習を積極的に設定していく。
- ◇ 家事、子育て、介護・介助等、性別にかかわりなく家族全員が協力し、助け合って暮らすことの大切さを理解するための学習を積極的に設定していく。

## (2) 子どもたち

★ 子どもの人権について理解を深める学習や、いじめや児童虐待など子どもの人権に関する問題についての対応を通して、子どもの人権を尊重する社会の実現をめざす。  
〈指針2〉

### 取組例

#### ◎学校教育

- ◇ 道徳教育において、「思いやり」「生命尊重」などを扱い、自分や他の人を大切にしようとする態度を育てる。
- ◇ 道徳教育や特別活動において、いじめや差別について話し合い、それらを許さない態度を育成するための学習を行う。
- ◇ 社会科、生活科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動等において、自分や友達のよさに気付き、互いに尊重し合うことの大切さについて理解を深めるための学習を行う。特に、社会科においては、日本国憲法に定められている「基本的人権」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について学習し、児童生徒一人一人の個性や考え方が尊重されることが重要であることについて理解できるようにする。（小・中）
- ◇ 地理歴史科、公民科、家庭科及び特別活動等において、子どもをめぐる人権問題について理解を深め、その解決に主体的に関わろうとする態度を身に付けるための学習を行う。特に、家庭科においては、乳幼児への理解を深めるとともに、子育てにおける親の役割や子どもの福祉について考察し、それらを実践できる知識と基礎的な技能を身に付けられるようにする。（高）

#### 留意点

- ※ 教職員は、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ※ 教職員は、児童虐待について、学校及び教職員に早期発見義務及び通告義務があることを十分認識し、早期発見、早期対応に努める。
- ※ 学校は、相談体制整備等ヤングケアラー支援の充実に努める。
- ◇ 教職員が児童生徒と会話する機会を増やすなどして、いじめ被害や児童虐待の防止、早期発見に努める。
- ◇ 研修等を通して、児童虐待が発生する背景の一つと指摘されている貧困の現状と児童虐待との因果関係等に関する教職員の理解を深める。

#### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 積極的に子どもたちの人権や基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪を判断する力、社会のルール、自立心などに関する学習を様々な機会をとらえて設定していく。
- ◇ 参加者同士が交流しながら子育てについて話し合い、学び合うことで気付きを得ることができるよう、家庭教育支援に関する学習内容を改善・充実する。
- ◇ 子育てや家庭教育に関する不安や悩みに応える相談窓口の充実に努める。
- ◇ 児童虐待防止及びいじめ等の青少年問題、ヤングケアラー等支援に関する学習を設定していく。

### (3) 高齢者

★ 高齢者との交流や高齢社会の課題及び高齢者について理解を深める学習を通して、地域共生社会の実現をめざす。 〈指針3〉

#### 取組例

##### ◎学校教育

- ◇ 高齢者との交流において、高齢者から話を聞いたり、高齢者と共同作業したりすることを通して、豊かな経験をもつ高齢者に対する尊敬と感謝の心を育てる。
- ◇ 模擬体験することで、高齢者の立場になって、自分ができることは何かを考えることができるような学習を行う。
- ◇ 社会科、生活科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動等において、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題について理解を深めるための学習を行う。（小・中）
- ◇ 総合的な学習の時間において、小中学校間の学習のつながりを図り、発達段階に応じて高齢者との触れ合いを生かした学習を行う。（小・中）
- ◇ 公民科、家庭科及び専門教科（家庭、看護、福祉）において、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題などについて知識、技術を習得するための学習を行う。（高）
- ◇ 福祉施設等における体験学習を企画する際には、児童生徒に認知症にかかわる理解を深める学習を行う。

##### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 高齢者への偏見・差別や虐待等の人権侵害の実態及び高齢者を理解するための学習内容を改善・充実する。
- ◇ 社会教育施設における各種教室・講座で、経験豊かな高齢者に指導者等として参画してもらうなど、高齢者の社会参加を促進する。
- ◇ 児童生徒等と高齢者との世代間交流を図る事業を継続して実施する。
- ◇ 認知症にかかわる理解を深めるとともに、今後社会の高齢化がさらに進むことを見据え、若者と高齢者が相互理解し、共生していくための学習の場を積極的に設定していく。

#### (4) 障害のある人たち

★ 障害のある人たちに対する理解を深めることやノーマライゼーションの理念<sup>\*1</sup>を定着させるための学習を通して、障害のある人たちの自立や社会参加と共生社会の実現をめざす。

〈指針4〉

#### 取組例

##### ◎学校教育

- ◇ 幼児期において、障害のある児童とのかかわりを通して、自分と相手との違いを知り、相手を尊重して行動できるような態度を身に付ける。(幼)
- ◇ 特別活動や総合的な学習(探究)の時間、学校行事等において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等を通して、障害のある子どもに対する理解を深めるための学習を行う。また、模擬体験をすることによって、障害のある人たちの立場に立った考え方ができるようになるための学習を行う。
- ◇ 社会科を中心とする教科において、障害のある人たちが生活しやすい社会について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 公民科及び専門教科(福祉)において、障害のある人たちに対する社会的支援や介助・福祉の問題について理解を深めるための学習を行う。(高)
- ◇ 身近な障害のある人たちとの日常的な交流及び共同学習等の機会を設け、障害のある人たちへの理解を一層深める。

##### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 障害のある人たちに対する偏見や差別の実態及び障害のある人たちを理解するための学習内容を改善・充実する。
- ◇ 障害のある人との相互理解を深めるため、連携・協働して事業を実施したり、各種団体等の学習活動の発表の場を設定したりするなど、交流を推進し、共生社会の実現をめざす。
- ◇ 企業における障害のある人たちへの理解促進等、具体的な事例をもとに、障害のある人たちに対する偏見や差別の解消に向けた取組を推進する。
- ◇ 合理的配慮の提供についての理解が深められる学習の機会を設定していく。

\*<sup>1</sup> 高齢者も若者も、障害のある人もない人も共に社会の一員として、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

## (5) 同和問題

★ 同和問題に関する正しい理解と認識を深める学習を通して、同和問題に関する差別意識の解消を図る。

〈指針5〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 社会科を中心とした教科において、同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、基本的人権にかかわる課題としてとらえ、身近な差別や偏見を進んで解消しようとする実践力を身に付けるための学習や、科学的・合理的なものを見方・考え方や生き方を培うための学習を行う。(小・中)
- ◇ 地理歴史科及び公民科を中心とした教科において、同和問題の歴史的経緯について正しく理解するとともに、同和問題で学んだことを自己の在り方生き方に生かし、差別のないよりよい社会を実現しようとする行動力を身に付けるための学習を行う。(高)
- ◇ 教職員自身が同和問題に対する正しい知識をもてるよう、各種講座及び研修会を積極的に活用する。
- ◇ 社会科や地理歴史科・公民科等において、同和問題の歴史的に正しい理解と、科学的・合理的なものを見方・考え方を一層深める。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 同和問題に対する正しい理解と認識を定着させるため、講座や研修会等の学習内容・学習方法を改善・充実するとともに、人権教育についての指導者養成を一層進める。
- ◇ 集会所をはじめとする社会教育施設等を活用して、各種教室等を開設し、住民相互の交流活動を推進する。
- ◇ 同和問題に対する間違った意識を悪用した「えせ同和行為」についての学習機会を設定し、その排除に努める。

## 留意点

- ※ 「どこが同和地区か」などの指導はしないという方針を継続するとともに、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、差別意識の解消が図られるよう、学習内容、学習方法等に配慮する。
- ※ 「群馬県同和教育の基本方針」に基づき取り組むことが大切である。

(学校教育・社会教育・家庭教育)

## (6) 外国籍の人たち

★ 異なる文化や習慣に対する理解を深める学習や外国籍の人たちとの交流を通して、外国籍の人たちに対する偏見や差別の解消を図り、多文化共生・共創社会の実現をめざす。

〈指針6〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 外国語活動や外国語科を中心として、ALTとの指導の工夫も図りながら、異文化理解にかかる学習活動を積極的に取り上げ、諸外国の文化や言葉について正しく理解するための学習を行う。(小・中)
- ◇ 総合的な学習(探究)の時間において、「国際理解」をテーマとして取り上げ、お互いの文化を尊重しながら共に生きていく態度やその生き方を育成するための学習を行う。
- ◇ 外国籍児童生徒から母国の話を聞いたり、文化に触れたりする機会を設定し、異文化を理解し、尊重し合う態度を育成する。
- ◇ 社会科を中心とする教科において、日本と世界の結び付きや異なる文化や習慣について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 地理歴史科及び公民科において、世界の国々の実情と外国籍の人たちを取り巻く現状を正しく理解し、異なる文化をもつ人々が共に生きられる国際化社会の実現に向けて行動する実践的態度を身に付けるための学習を行う。(高)
- ◇ 自国の文化を大切にした上で、異文化を尊重できるよう指導する。
- ◇ 社会的・文化的・地理的な背景等を踏まえた異文化に関する学習を工夫する。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 外国籍の人たちの文化や生活習慣について理解するための講座や交流会などを設定していく。
- ◇ 外国籍の人たちと地域の人たちの相互理解を深めるための学習機会を充実するとともに、学習の指導者として外国籍の人たちに参画してもらう。
- ◇ 外国籍の人たちに対して、日本の文化や習慣などを、伝わりやすく分かりやすい方法で紹介する講座なども積極的に取り入れる。
- ◇ 外国籍の人たちにも分かりやすいように配慮した「やさしい日本語」を学ぶ機会を設け、外国籍の人たちも必要な情報が得られるようにする。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (7) HIV感染者等の人たち

★ HIVやその他の感染症に関する正しい知識を身に付ける学習を通して、感染症に関連する偏見や差別の解消を図る。 〈指針7〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 体育（保健体育）科、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等において、HIVやその他の感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、感染症に関連する偏見や差別をなくそうとする心情を育てるための学習を行う。
- ◇ 教職員が疾病に関する正しい知識をもてるよう、計画的に校内研修等の機会を設ける。
- ◇ プライバシー保護の重要性にも触れながら、HIV感染者等の人たちに対する人権問題について指導する。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ HIVやその他の感染症に関連する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及と理解を深める。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (8) ハンセン病元患者の人たち

★ ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける学習を通して、ハンセン病元患者の人たちへの偏見や差別の解消を図る。 〈指針8〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 社会科、公民科、体育（保健体育）科、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等において、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けるとともに、ハンセン病元患者の人たちやその家族に対する人権問題について理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 教職員が疾病に関する正しい知識をもてるよう、計画的に校内研修等の機会を設ける。
- ◇ プライバシー保護の重要性にも触れながら、ハンセン病元患者の人たちに対する人権問題について指導する。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ ハンセン病元患者の人たちやその家族に対する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及とその理解を深める。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (9) 犯罪被害者等

### ★ 犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深める学習を行う。〈指針9〉

#### 取組例

##### ◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科等において、犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深めるための学習を行う。

##### 留意点

- ※ 教職員は、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に対応できるように努める。
- ◇ 児童生徒自身も被害者になる可能性があることを伝え、犯罪被害者の置かれている現状についての理解を深められるよう指導する。

##### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 犯罪被害者等に関する人権問題についての学習機会を設定し、理解を深める。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (10) インターネットによる人権侵害

### ★ インターネットによる人権侵害や情報モラル、インターネットリテラシーに関する学習を行う。〈指針10〉

#### 取組例

##### ◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科において、インターネットによる差別事象やプライバシーの侵害等の人権問題について理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 技術・家庭科及び総合的な学習の時間や特別活動において、掲示板等への書き込みやメッセージのやり取りなどについて具体的に考える場面を通して、情報モラルや個人の責任について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 情報科において、インターネット上の情報をめぐる問題を含め、情報化の及ぼす影響について考察し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための学習を行う。(高)
- ◇ インターネットトラブルに詳しい民間NPO法人等諸機関を活用するなどして、情報モラル等に関する学習を工夫する。

##### ◎社会教育・家庭教育

- ◇ インターネットによる人権侵害及び情報モラルに関する学習機会を充実する。特に、誹謗中傷や差別的な書き込み、個人情報流出などについての学習機会は積極的に設定するとともに、相談窓口の周知を図る。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (11) 性的少数者の人たち

★ 性の多様性や性的少数者の人たちについての理解を深める学習を通して、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

〈指針 11〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科、体育（保健体育）科、道徳科、特別活動等において、性的指向や性自認の多様性について正しく理解し、互いを認め合う態度を育成するための学習や、性的少数者の人たちについての理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 教職員が性的指向や性自認の多様性について正しい知識と認識をもち、性的少数者の人たちについての適切な対応も含めて理解を深められるよう、計画的に研修の機会を設ける。

## 留意点

- ※ 悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となるよう、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進する。
- ※ 教職員は、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるよう努める。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 性的少数者の人たちに対する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及とその理解を深める。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (12) 刑を終えて出所した人たち

★ 刑を終えて出所した人たちに関する人権問題について理解を深める学習を通して、偏見や差別の解消を図る。

〈指針 12〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科等において、刑を終えて出所した人たちやその家族に関する人権問題について理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 刑を終えて出所した人たちの置かれている現状について正しく理解するとともに、偏見や差別をなくそうとする心情を育てるための学習を行う。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 刑を終えて出所した人たちやその家族に対する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及とその理解を深める。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## (13) 北朝鮮による拉致被害者

★ 北朝鮮による拉致被害者に関する人権問題について理解を深める学習を行なう。  
 〈指針 13〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 映像資料アニメ「めぐみ」<sup>\*1</sup>を活用して、拉致被害者や被害者家族の心の痛みや思いを考えることを通して、家族が相互に深い信頼関係で結ばれていることに気付き、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことを考えて行う態度を育成するための学習を行う。
- ◇ 社会科、地理歴史科及び公民科において拉致問題に対する歴史的背景や国際的な状況を正しく理解するための学習を行い、問題に対する関心、認識を深める。
- ◇ 社会科、道徳科、総合的な学習（探究）の時間等において、拉致問題は単なる歴史上の出来事ではなく人権侵害として重大な問題であるということを理解するための学習を行う。
- ◇ 教職員自身が拉致問題に対する正しい知識をもてるよう、各種講座及び研修会を積極的に活用する。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ 北朝鮮による拉致被害者に関する人権問題についての学習機会を設定し、正しい知識の普及とその理解を深める。
- ◇ 公民館の講座や市町村主催の人権啓発講座等で、拉致問題について、映像資料アニメ「めぐみ」を視聴したり、当事者の話を聴いたりするなど、学習方法を工夫する。

## 留意点

※ 北朝鮮当局による人権侵害である拉致問題は、北朝鮮で暮らす人々や日本で暮らす朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことを押さえ、偏見や差別を生まないように配慮する必要がある。（学校教育・社会教育・家庭教育）

\*1 映像資料アニメ「めぐみ」は、政府拉致問題対策本部が企画・制作した、国内外の拉致問題啓発のための25分のドキュメンタリー・アニメ。（短縮版は15分）

## (14) その他の人権問題

★ アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を図るとともに、プライバシーに関する問題など、様々な人権問題について理解を深める学習を行う。

〈指針 14〉

## 取組例

## ◎学校教育

- ◇ 社会科、地理歴史科及び公民科において、アイヌの人々の生活文化や伝統についての理解を深め、尊重しようとする態度を身に付けるための学習を行う。
- ◇ 様々な人権問題を見過ごすことのないよう、人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培う。
- ◇ 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心をもち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。

## ◎社会教育・家庭教育

- ◇ アイヌの人々の人権問題、プライバシーに関する問題など様々な人権問題に関する正しい知識の普及・啓発を図る。
- ◇ 他部局、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携し、学習教材や学習プログラムを工夫する。

## 留意点

※ 「様々な人権問題」として、ストーカー被害を受けている人、ホームレスへの偏見や差別など多様な問題がある。このような人権問題についても研修する機会を設け、理解を深める。(学校教育・社会教育・家庭教育)